

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	・軽自動車等を所有し、本市に納税義務を負うものに対し軽自動車税を賦課、納税通知書を送付する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の確認 ⑤公金受取口座の確認
③システムの名称	①軽自動車税システム ②中間サーバー ③統合宛名システム ④軽自動車検査情報市区町村提供システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制度）及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課、納税課
②所属長の役職名	市民税課長、納税課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☒ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	市民税課長事務取扱 税務長 高谷 研司	市民税課長 笹田 泰生	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-5②所属長	市民税課長 笹田 泰生	市民税課長 進藤 広典	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	I-1③システムの名称	①軽自動車システム ②中間サーバー ③統合宛名システム	①軽自動車システム ②中間サーバー ③統合宛名システム ④軽自動車検査情報市区町村提供システム	事後	システムの追加
平成29年12月1日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令上の根拠明示
平成29年12月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の27の項	<情報照会> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令上の根拠明示
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	市民税課長 進藤 広典	市民税課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
令和2年1月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年1月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	令和1年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を及び情報を定める命令第20条	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	法令改正等による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の確認	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①納税義務者の氏名・性別・生年月日・住所の確認 ②氏名、住所の変更等の確認 ③納税通知書の送付先の確認 ④死亡・転出等による納税義務継承の確認 ⑤公金受取口座の確認	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-5①部署	財政部 市民税課	財政部 市民税課、納税課	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-5②所属長の役職名	市民税課長	市民税課長、納税課長	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和7年4月1日	I-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正等による。
令和7年4月1日	I-4②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制度)及び別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法令改正等による。
令和7年4月1日	IV-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	精査による
令和7年4月1日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式改正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV-8判断の根拠	新設	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式改正による。
令和7年4月1日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	○	事後	様式改正による。